

共産党要望項目一覧

平成25年度9月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
<p>1 豪雨災害への対応</p> <p>7月15日、8月1日、8月4日、8月5日の短時間での集中的な豪雨は、甚大な被害をもたらしました。国においては、「国土強靱化」、「減災・防災」と言われながら、その実質的な手立てがとられておらず、実際に被害が起きたときの災害補償は不十分なままです。実質的な減災対策と同時に、昨今のゲリラ豪雨による被害は避けがたく、実態に見合った被害補償制度の充実を求めます。</p>	
<p>(1) 一連の豪雨被害が激甚災害指定され、災害復旧補助事業の嵩上げが行われる見通しとなったことは評価できる。しかし、農地・農業施設の場合は、「個人財産に税金投入しない」との考えから、必ず農家負担があり、関係農家が3戸以上でなければ（嵩上げ申請の）対象とならず、激甚災害指定で国庫補助が嵩上げされても、必ず農家負担が発生する。また国庫補助残に対する起債が認められても地方交付税措置は100%ではなく、地方交付税全体が減額されている中では、財源保証が不十分である。</p>	
<p>①食と農地を支える農業の公益性に鑑み、関係農家1戸から災害普及補助事業の対象とし、農家負担ゼロ、地方交付税等の確実な財源保証を求めること。</p>	<p>関係農家2戸未満の農業施設災害は国庫補助の対象とされていないが、「鳥取県しっかり守る農林基盤交付金」では、市町村が特に認める意欲的な農業者等は1戸から支援対象としているので、この交付金を活用していただきたい。（農地災害については関係農家1戸から国庫補助の対象。）</p> <p>この度、県内全域が激甚災害に指定され、国庫補助の嵩上げ並びに交付税措置のある有利な起債（農地等小災害復旧事業債）が受けられ、農家の負担が大きく軽減されると認識しており、国に対して制度の拡充を求める考えはない。</p>
<p>②災害復旧補助事業は、「近隣150m以内で40万円以上」でなければ対象にならないが、実態としては、江府町などを中心に40万円未満の被害が多く、対象の「150m」の範囲を広げ（町全体を範囲とするなど）、「40万円未満」も認めるよう求めること。</p>	<p>40万円未満の災害については、地方交付税措置のある起債（農地等小災害復旧事業債）や「鳥取県しっかり守る農林基盤交付金」により復旧が可能であるので、これらを活用していただきたい。</p> <p>【予備費】 しっかり守る農業基盤交付金 20,000千円</p> <p>【9月補正】 しっかり守る農業基盤交付金 30,000千円</p>
<p>③今回は、40万円未満13万円以上の被害は、激甚</p>	<p>農地等小災害復旧事業債は、地方交付税措置（算入率100%）のある有利な起債で手厚い制度と</p>

要望項目	左 に対する 対応方針等
<p>災害指定による支援事業（農地等小災害復旧事業）が受けられるが、起債での対応となる。全額国庫補助あるいは、起債充当率・地方交付税措置100%とし、農家負担・地方自治体負担をなくすよう求めること。</p>	<p>考えており、国に対して制度の拡充を求める考えはない。</p>
<p>④県は、市町村への「しっかり守る農林基盤交付金」を活用し、激甚災害指定されても災害復旧事業の対象とならない13万円未満の被害を支援する予定であるが、現状では交付金の総枠がほぼ使い道が決まっており、実際には市町村が活用できないでいる。増額補正すること。また、そもそも「しっかり守る農林基盤交付金」は市町村のニーズが拡大する傾向があり、現状では市町村要望額の7割程度の予算しか確保されていない。来年度予算編成に向けても予算枠を拡大すること。また、受益農家1戸から支援対象とすること。</p>	<p>国の起債措置が適用されない小規模な災害に対応するため、予備費及び9月補正で「鳥取県しっかり守る農林基盤交付金」の増額を検討している。 また、「鳥取県しっかり守る農林基盤交付金」の来年度予算については、市町村の要望を聞き、所要の予算を確保するよう検討することとしている。 受益農家については、現行制度においても、市町村が特に認める意欲的な農業者等は、1戸から支援対象としている。</p> <p>【予備費】 しっかり守る農業基盤交付金 20,000千円 【9月補正】 しっかり守る農業基盤交付金 30,000千円</p>
<p>⑤農業の災害復旧補助事業は、必ず農家負担があるため、その一部を市町村が独自に支援している。しかし例えば南部町では、今回応急工事が必要な箇所は143箇所であるが、申請は13箇所しか申請が出ていない。今後激甚指定されても7%自己負担があるので、申請も増えないのではというのが町当局の実情である。市町村支援はその自治体の財政力や考え方に左右されてしまい、特に今回のように、人口が少なく財政力が小さい中山間地域の自治体に大きな被害が出ている場合は、農家と自治体の負担は大きなものと成らざるを得ない。通常、災害復旧補助事業に対する県費補助は認められていないが、農家負担や市町村負担のより一層の軽減のため、独自支援している自治体に対する補助や交付税措置等、何らかの支援制度の創設を検討すること。大山町では、水路の土砂撤去などは、災害復旧事業では時間がかかるため町独自で対応したり、小規模被害は町独自で対応している。こうした市町村独自支援に対して県の支援を検討すること。</p>	<p>市町村が事業主体となって補助災害を行う場合、国庫補助残について、災害復旧事業債（起債充当率：現年90%、過年80%、交付税算入率95%）の対象となっているので、独自嵩上げをしている市町村は、この起債の活用を検討していただきたい。 また、水路の土砂撤去など国庫補助並びに国の起債措置が適用されない小規模な災害については、「鳥取県しっかり守る農林基盤交付金」により復旧するよう、予備費及び9月補正での対応を検討している。</p> <p>【予備費】 しっかり守る農業基盤交付金 20,000千円 【9月補正】 しっかり守る農業基盤交付金 30,000千円</p>
<p>⑥田んぼの畔が崩れていても、機能が失われていなければ補助対象外となってしまう。こうした小規模の被</p>	<p>国庫補助並びに国の起債措置が適用されない災害については、「鳥取県しっかり守る農林基盤交付金」により復旧するよう、予備費及び9月補正での対応を検討している。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
害についてきめ細やかに調査し、県が支援すること。	【予備費】 しっかり守る農業基盤交付金 20,000千円 【9月補正】 しっかり守る農業基盤交付金 30,000千円
(2) 公共土木被害対策	
<p>①公共土木関係では地元自治体負担軽減のための、補助の更なる嵩上げ、及び起債に対する確実な地方交付税措置を求めること。災害復旧事業の対象外である60万円未満の小規模災害について県独自の支援制度を創設すること。</p>	<p>今後、各災害復旧事業等に必要な事業費を国に申請し、災害査定を経て局激指定基準に該当する自治体については補助率が嵩上げされる見込みである。また、災害復旧費の起債に対する地方交付税措置率は地方交付税法に95%と定められている。</p> <p>小規模災害については、県独自の支援制度として「中山間地域共同施設災害復旧補助事業」（市町村への間接補助）を平成24年度に創設しており、このたびの大雨を機に各市町村に改めて制度の周知を図ったところである。</p>
<p>②大山町では、流された道路・橋（坊領向原線の向原渡）を本格復旧するまでに時間がかかり、その間、橋のレンタルで対応する予定ですが、レンタル（年間270万×4年～5年、取り付け工事790万円）に対する支援制度がない。支援制度を創設すること。</p>	<p>通常、災害復旧において必要な仮橋は災害復旧事業の実施にあたって計上できるが、当案件については、大山町が平成23年9月の台風12号で災害復旧事業（国庫負担）として採択されていたものを廃止したことによるものであり、これに対して新たな支援制度の創設は考えていない。</p> <p>なお、国の交付金事業で事業実施することとしており、必要性の整理ができれば仮橋も交付金事業の対象となるため、大山町及び国土交通省と協議を進めていく。</p>
(3) 総合対策・減災対策	
<p>①南部町上中谷アゴウジでは、家も流されるなど被害が大きかった。地域全体を特別対策地域として位置付け、山林、河川、民家等の総合的な復旧のための手立てをとること。地元住民等から、災害の原因として、切り捨て間伐材が堰堤にたまっていて、その流出によって被害が大きくなったとの指摘がある。今回の被害を受けて、県内の堰堤を総点検し、日常的にも、表面だけでなく、底にたまった土砂や間伐材等の除去を行うなど、しっかりした管理を行うこと。山林においても、切り捨て間伐材を搬出し、災害の原因とならないようにすること。今回の事態は、堰堤やコンクリートで土を固めての災害対策の矛盾を露呈している。コンクリートによる災害対策について今一度再検討すること。県営行者山林道は、20年来に渡って工事が行われているが、毎年のように雨によって地面がずるなど被害が出ており、地元住民からも林道工事によって被害が大きくなっているとの声も出ている。同林道の必要性を再度検討し、中止も含めて検討すること。</p>	<p>自然災害により住宅が被災した世帯に対する公的支援制度として、平成12年の鳥取県西部地震を契機に本県が全国に先駆け独自の制度として鳥取県被災者住宅再建支援制度を設けている。</p> <p>この制度は、全壊、半壊の被災戸数の要件を設けているが、昨年、全国的に竜巻や集中豪雨等による局地被害が相次いだことから県と市町村が協議を重ね、国、県、市町村の役割分担を整理するとともに適用対象となる要件を緩和することとして条例改正を行い、他県と比しても拡充された支援制度となっていると考えているが、改めて参加市町村の意見を聞いてみたい。</p> <p>治山事業や県営林事業等の県が実施する間伐においては、伐採木の溪床部への落とし込み・堆積を禁止するとともに、地形が急峻な箇所等搬出が困難な場合には、溪床から10m以上離して集積・固定を行っているが、豪雨による間伐木の流出を防止し、災害に強い森林づくりに資するためにも、流木による被害状況調査について9月補正による対応を検討している。</p> <p>【9月補正】 災害に強い森林づくり対策事業 3,000千円</p> <p>既設砂防堰堤の間伐材等の堆積状況について、平成21年の点検においては、既設砂防堰堤には確認されなかったことから、今回の豪雨で山地部から流出したものと思われる。引き続き点検を実施し、必要に応じ除去を検討する。</p> <p>今回の豪雨において、既設砂防堰堤が上流からの土砂を捕捉することにより、下流人家への被害を</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
	<p>最小限にとどめるなどの大きな効果があったことが実証されている。したがって、今後とも、人家直上流における待ち受け効果を大きく期待するものとして耐久性・強度の信頼性が高いコンクリート製の砂防堰堤を主体とした災害対策を進めていく。</p> <p>行者山林道は、地元の強い要望に基づき平成3年から整備しているところである。今回の災害は、時間雨量62mmという異常な豪雨で林道より奥部の林地が崩壊したことにより、林道を含めた下流域に甚大な被害が生じたものである。同林道は、間伐及び間伐材搬出による災害に強い森林づくりに欠かせない林道であるため、早期の全線開通を目指す。</p>
<p>②南部町赤谷の道路、早田の赤谷川は被害が大きく、県が主体となって復旧事業を行うこと。また、今回砂防指定の河川は県が復旧工事をするが、普通河川はこれまで県がしているところを町で実施するようになる（国交省の指摘）ということです。補助金は来るので財政負担は変わらないが、河川維持管理は対応できる職員もおらず、ノウハウがないため県がしてほしいという南部町の要望にこたえること。</p>	<p>南部町早田の赤谷川の災害復旧については、県が砂防災害復旧工事で実施する方向で、災害査定に向けて国と協議を行っているところである。また、南部町赤谷の町道については、道路災害復旧工事の施工体制（県の受託施工など）について、南部町と協議・調整を行う予定である。</p>
<p>2 アベノミクスの暴走を許さず、消費税増税中止、国民所得を増やす本格的な景気回復の道を</p>	
<p>(1) 消費税増税の中止を求めること</p> <p>政府与党は、4月～6月期のわずか3ヶ月だけの景気動向で、来年4月の消費税増税を秋にも決定しようとしている。しかし、同月期でも、労働者の賃金も、企業の設備投資も低下し、実質的には景気回復していない。このような中13.5兆円もの史上最高の消費税増税を実施すれば、景気も暮らしも破壊することになる。</p>	<p>少子高齢化の急速な進展や国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、国民が安心し、希望が持てる社会保障の実現が求められていることを踏まえれば、国・地方双方にとって増嵩する社会保障費の安定財源の確保は避けることのできない課題であり、鳥取県として、社会保障・税一体改革関連法の撤廃を求める状況にはないと考えている。</p> <p>なお、政府は、増税を予定どおり実施するかどうかを今秋判断するにあたり、あらゆる経済指標を基に経済情勢を見極めるとともに、増税による景気への影響を検証する集中点検会合において有識者の他に経済界、労働界などの専門家から幅広く意見を聞くこととしており、同会合での意見も踏まえた上で、法に則った適切な最終判断がなされるものと認識している。</p>
<p>(2) 大型開発・公共事業関連</p>	
<p>①住民ニーズがなく、財政にも大穴をあける、「山陰新幹線」、「北条湯原道路」、「江府三次道路」、「福部鳥取道路」などの無駄遣いはやめること。現在ある道路や橋梁の耐震化・長寿命化対策、地震・津波対策を急ぐこと。</p>	<p>大規模災害に対する備えや地域振興を考える上で、鉄道の高速度・利便性向上を考えていくことは重要であり、山陰、鳥取県にふさわしい整備のあり方について検討を行っていく。</p> <p>また、高規格道路整備等をはじめとする公共事業については、引き続き、それぞれの事業の必要性や緊急性を検証しながら事業を進めていく。</p> <p>道路橋梁については、緊急輸送道路上の橋長15m以上の橋梁について耐震補強を実施してきており、平成26年度に完了予定である。また長寿命化対策として橋梁長寿命化修繕計画に基づき橋梁補修も実施している。さらに地震発生時に液状化や津波の発生が懸念される弓ヶ浜半島においては、避</p>

要望項目	左 に対する 対応方針等
	難ルートを確認するため、液状化の可能性等の調査や津波による橋梁への影響等について検討を行っている。
<p>②国において、改善された公共事業の労務単価を県事業にも反映すること。前年実績で労務単価を計算するやり方では、次年度は入札によって下げられた単価が基準となり、生活できる労務単価ではなくなる。生活できる労務単価を設定し、それを下らないように入札価格を設定すること。その確実な恒常的実施のため、公契約条例を制定すること。</p>	<p>平成25年度労務単価については、県工事においても平成25年4月1日以降契約する工事から適用している。なお、労務単価は、国及び県などが毎年10～12月に、県ごとの労務費を調査し、その結果に基づき国が翌年度の県ごとの「公共事業設計労務単価」として適正に決定している。</p> <p>また、技能労働者の労働環境の改善や若年入職者の確保に向けて、鳥取県知事から各建設業団体代表者に対して技能労働者への適切な賃金水準の確保等について、6月3日に直接要請を行うなど、労務単価の引上げにつながる活動を行っている。</p> <p>なお、公契約条例の制定は最低賃金法等の労働法制とは別の基準を設けることになることから、労働法制との整合性を図るためにも条例ではなく、法律によって制定すべきであると考えており、今後とも国の動向を注視していく。</p>
(3) ブラック企業・雇用・賃上げ対策	
<p>①厚労省は、離職率が高い100社をはじめ、過重労働や法令違反の疑いがある「ブラック企業」約4,000社を対象に、9月の1ヶ月間立ち入り調査を行います。鳥取県でも呼応して、労働者の相談窓口を設置し、ブラック企業の実態把握と根絶に力を尽くすこと。</p>	<p>ブラック企業の実態把握と根絶については国において対応されるべきと考える。県でも労働者向けの相談窓口（みなくる）を設置しているところであり、個別の労働相談にはこれまでどおり対応していくとともに、国と連携出来るところは連携していきたい。</p>
<p>②解雇自由化の「限定正社員制度」導入や、残業代ゼロの「裁量労働」の拡大、労働者派遣法の適用拡大など人間をモノのように扱う働き方に反対し、解雇規制法の制定、労働者派遣法の抜本的改正を求めること。</p>	<p>国における法改正等の動きを注視していきたい。</p>
<p>③契約条例を制定し、官制ワーキングプアをなくすこと。</p>	<p>公契約条例の制定は、最低賃金法等の労働法制とは別の基準を設けることになることから、労働法制との整合性を図るためにも法律によって制定すべきであり、引き続き国の動向等を注視していく。</p>
(4) 社会保障・福祉	
<p>① 「税と社会保障の一体改革」について</p>	
<p>● 「税と社会保障の一体改革」を具体化する「社会保障制度改革推進法」は、憲法25条が定める「国の責任による生存権の保障」の投げ捨て、国民に「自助・自立」と家族や国民間の「共助」を押し付ける、社会保障の理念とは相いれないものである。同法を推進する「国民会議」の最終報告が出されたが、消費税増税とセットで、あらゆる分野での給付削減・負担増が盛り込まれており、法施行後1年以内（2</p>	<p>8月21日に、政府は、社会保障制度改革国民会議の審議の結果等を踏まえ、社会保障制度改革推進法に基づく法制上の措置として、社会保障制度改革の推進に関する骨子を閣議決定した。</p> <p>これに対して、全国知事会として、社会保障は地方の理解と協力なしには推進し得ないものであり、持続可能な社会保障制度を確立するという今回の改革の実現に向けて、地方が適切に役割を果たすことができるよう、国は、責任を持って必要な財源の確保や地方への権限の付与等を行うとともに、地方と手順を踏んだ丁寧かつ十分な協議を行う必要があるとの意見書を国に提出したところであり、今後の国の議論の行方を注視したい。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>013年8月まで)に「必要な法制上の措置を行う」として、8月末閣議決定、秋の臨時国会に法案提出予定と緊迫した事態である。実施の中止、法律の廃止を求めること。</p>	
<p>②生活保護について</p>	
<p>●今年8月から始まった生活保護費の削減は今後3年間で総額670億円にも及び、県の試算でもほとんどの生活保護世帯での給付削減となる。生活保護の削減は、生活困窮者の生活のみならず、国民・県民全体の生活水準の低下につながる。削減の中止を求めること。</p>	<p>生活保護制度については、必要な人に必要な保護を行うという原点を担保しつつ、国民から信頼される持続可能な制度及び基準となるよう国へ要望を行っている。</p> <p>また、生活保護基準については地方の実態を十分考慮すること、今回の見直しに伴う影響が他制度へ及ばないよう他の省庁と連携して対応することについて国へ要望を行っている。</p> <p>生活保護基準は、国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案して、国が責任をもって設定するものであり、県として削減の中止を求めることは考えていない。</p>
<p>●家族や親せきの扶養を義務化することで「窓口水際作戦」を合法化する「生活保護法改悪案」が廃案になったにもかかわらず再提出されようとしている。反対すること。</p>	<p>生活保護法の改正にあたっては、要保護者に過度な心理的な負担を与え、結果的に真に必要な人が申請を断念することにならないよう検討することを国に要望している。</p> <p>具体的には、保護申請時に必要書類の提出が必須であると思われぬように配慮することや扶養義務者への扶養に対する回答義務付けや罰則の適用及び生活保護費の現物給付(クーポン制)の導入については、過度な心理的な負担を与える恐れがあることから、慎重な検討を行うよう国へ要望している。</p> <p>なお、先の通常国会に提出された生活保護法改正案(審議未了により廃案)については、衆議院において、申請書類の提出義務付けの規定が修正(緩和)されたが、今後、再提出される法案の内容を注視していく。</p>
<p>●猛暑による熱中症等の被害が広がっている。保護費削減も相まって、電気代の節約のためクーラーもつけられないとの悲鳴があがっているが、命に関わる問題であり、国に夏期加算を求めること。また県の夏季見舞金の継続と増額すること。</p>	<p>近年の猛暑による光熱水費の増加等夏季においてこれまで以上に特別の需要が生じており、夏季における加算の必要性が増していることについて国へ要望を行っている。</p> <p>また、生命の維持のための必要性及び緊急性が認められる場合は、収入がない世帯であっても、特例的に生活福祉資金の貸付を受けて冷房設備(エアコンの購入等)を整えることができるよう、国に実施要領の改正について意見を提出している。</p> <p>県の見舞金制度については、増額は考えていない。</p>
<p>③年金制度について</p>	
<p>●10月から3年間かけて計画されている年金額の削減、マクロ経済スライド実施、支給年齢引き上げに反対すること。</p>	<p>社会保障・税一体改革に係る三党協議に基づき、平成24年臨時国会において、国民年金法等改正法案が成立した。これによって、マイナスの物価スライドを行わず、本来の年金額よりも高い特例水準となっている年金を早期に計画的に解消するため、平成25年10月から1%、平成26年4月から更に1%、平成27年4月から更に0.5%、年金を減額することとされた。</p> <p>また、厚生年金の支給開始年齢については、現在2025年(平成37年)までかけて引き上げることとされている。</p> <p>特例水準の解消等年金制度の改革は、持続可能性、世代間の公平性などの観点から国において検討</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>●年金の底上げ、最低保障年金制度の創設を求めること。</p>	<p>されるべきものとする。 6月13日に開催された社会保障制度改革国民会議で最低保障年金制度の創設については、現行制度の手直しを優先させるべきであると議論を先送りされたところであり、今後の議論の行方を見守りたい。</p>
<p>④介護保険制度について</p>	
<p>●要支援者の保険外し（市町村事業への移行）によって、十分な支援が受けられなくなり、政府が言ってきた介護予防にも逆行する。中止を求めること。</p>	<p>要支援者対策については、県としても重要な施策と考えており、介護保険制度から安易に切り離さないよう、7月30日及び31日に厚生労働省へ要望を行った。</p>
<p>●ケアプラン作成の有料化に反対すること。</p>	<p>ケアプラン作成の有料化については、社会保障制度改革国民会議の最終報告書において、具体的な方向が示されていないことから、引き続き国における検討状況を注視していきたい。</p>
<p>⑤「子ども子育て新制度」、「子育て王国条例」、子ども施策</p>	
<p>●「子ども子育て新制度」</p> <p>・2015年4月実施にむけて、今年7月26日には国の「子ども子育て会議」で「基本指針」が了承され、年度内に各市町村がメニューを決定する予定となっている。しかし、保育時間が8時間から6時間に短縮され、認可保育所の増設ではなく、利潤追求の民間株式会社や、保育所より基準が低い、認定こども園や小規模保育、家庭的保育、事業所内保育などでの対応が検討され、必要な保育の確保や、子どもの発達や安全の確保が心配される内容が明らかとなってきた。新制度の中止を求めること。県としては、1年の実施猶予期間を生かし、十分に内容を吟味し、拙速に導入しないこと。</p>	<p>平成27年4月から実施予定の「子ども・子育て支援新制度」に関しては、「基本指針」の概ねの案が取りまとめられたところであるが、具体的な基準等の詳細については現在議論されているところである。</p> <p>本制度は、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供。②子育ての相談や一時預かりの場を増やすなど、地域の子育ての一層の充実。③待機児童の解消のため、保育の受入れ人数増。④子どもが減少傾向にある地域の保育の支援。の取組を進めるために始めるものであり、新制度の中止を求めることは考えていない。</p> <p>市町村においては、これから幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業について、ニーズ調査を行い、今年度内に「量の見込み」を設定し、その後、利用希望に応えられる量の確保策について検討して、平成26年9月末までに「市町村子ども・子育て支援事業計画」を作成する予定である。この事業計画の作成にあたっては、県と市町村で構成する協議・調整の場を設けるので、内容確認等を十分に行っていききたい。</p>
<p>・株式会社も自動的に認可保育所になれる仕組みであり、その前倒し実施として、5月15日には厚労省から都道府県に対し株式会社参入を促す通知がきている。営利目的の株式会社は保育所にはなじまない。推進しないこと。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度では、保育所の設置申請があった場合、「施設の整備や運営等について審査基準に適合しているか」等を審査し、「当該地域で保育需要が充足されていない場合」に設置認可を行うものであり、申請者の全てが自動的に認可保育所になれるわけではない。</p>
<p>●「子育て王国条例」</p>	
<p>・子育てをする側からのアプローチだけでなく、</p>	<p>「子育て王国とっとり条例（仮称）」は、県民が安心して子どもを生み、誇りと喜びを感じながら子</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>「子どもの権利条約」に規定されている「子どもの最善の利益」を基本原則にすえて対応すること。</p>	<p>子どもを育て、子どもの成長を愛情を持ってやさしく支えることができる地域社会の実現に資することを目的として制定するものであり、今後、様々な意見をお聞きしながら制定していきたい。</p>
<p>・「条例検討会議」は、一般公募枠も設け、広く県民の声が反映するようにすること。</p>	<p>8月9日に設置した「子育て王国とっとり条例（仮称）懇話会」では、一般応募枠の委員は設けなかったが、多様な分野から委員を選任しており、幅広く意見をいただけることを期待している。また、パブリックコメントの募集や、タウンミーティングを行い、広く県民の声をお聞きしたい。</p>
<p>・待機児童が少ないと言われているが、保育所不足から、アルバイトなど短時間労働や祖父母がいる場合、求職中などは入所対象から外されていたり、入所をあきらめた人がカウントされていなかったり、定員を超えて入所している現実がある。潜在的保育ニーズの実態調査を行うこと。待機児童解消を名目に、基準の緩い認可外保育所で対応するのではなく、認可保育所の増設を検討すること。</p>	<p>市町村及び県の「子ども・子育て支援事業支援計画」の策定に向けて、各市町村が保育に関するニーズ調査を本年秋頃実施することとなっている。このニーズ調査によって、県内の潜在的保育ニーズの実態を把握し、必要量に対応できる量の確保策について検討して、平成26年9月末までに「市町村子ども・子育て支援事業計画」を作成する予定である。</p>
<p>・市町村の保育所予算が一般財源化されてから、保育予算が確保されず、保育士の非正規化など待遇が悪くなり、保育士の早期退職や、途中入所に対応した正規職員の配置ができない。保育士の待遇改善のため抜本的な手立てを講じること。</p>	<p>本県においては、「保育士特別配置事業（※）」を私立保育所だけでなく公立保育所も対象にするなど、私立・公立分け隔てなく実施している事業もあるが、市町村立保育所予算の一般財源化の趣旨から、市町村立保育所保育士の処遇については市町村で対応していただくことと考える。</p> <p>なお、子ども・子育て支援新制度において保育士の処遇改善などを給付に盛り込むことも検討されているが、保育士全体の待遇改善については、国として取り組んでいただくべきことであり、引き続き国に対して要望していく。</p> <p>（※）保育士特別配置事業とは、次の保育所において、保育士加配を行うための経費について、その1/2を助成するもの。</p> <p>＜1歳児が5人以上入所している保育所＞ 1歳児と担当の保育士の割合が4.5：1以上となるよう保育士配置を行っている保育所</p> <p>＜3歳児が16人以上入所している保育所＞ 3歳児と担当の保育士の割合が1.5：1以上となるよう保育士配置を行っている保育所</p>
<p>・途中入所に対応する保育士配置への支援は民間だけでなく公立も対象にすること。</p>	<p>途中入所に対応する保育士配置への支援は、国の補助制度を補完するものとして単県制度を創設し、国の補助制度に準じて民間の保育所のみを対象に3ヶ月を限度として行っているものであり、公立保育所を対象にする予定はない。</p>
<p>・1歳児・3歳児の「保育士特別配置事業」は、市町村1/2負担を県が全額負担して配置しやすくすること。また、同事業によって、4・5歳児は20：1に改善すること。</p>	<p>1歳児については平成14年度から、3歳児については平成25年度から市町村と協調しながら、「保育士特別配置事業」を実施し、1歳児についてはほとんどの園が特別配置を行っている。保育の実施主体は市町村であり、所要経費について県が全額補助することは考えていない。また、同事業を4・5歳児まで拡大するかどうかについては、ニーズを把握して検討していきたい。</p>
<p>・障がい児や「気になる子ども」への対応が盛り</p>	<p>「子育て王国とっとり条例（仮称）懇話会」を8月9日に設置したところである。委員の中には特</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>込まれていない。検討会議に関係者を入れ、施策を検討すること。</p>	<p>別支援学校長、小児科医の方にも参加をいただくので、障がい児や「気になる子ども」への対応についても、幅広くご意見をお聞きしたい。</p>
<p>・学童保育は一杯で入れない。ニーズ調査をして必要量を確保すること。きょうだい・ひとり親家庭の保育料減免制度を県の責任で創設すること。指導員の専門性と身分保障をすること。こどもの生活の場にふさわしい基準として県のガイドラインを設定すること。</p>	<p>ニーズについては、子ども・子育て支援新制度に向けて、市町村が今年度行う調査で把握できるものとする。</p> <p>きょうだい・ひとり親家庭の保育料減免制度は市町村がそれぞれの判断で行っており、県として制度の創設は考えていない。</p> <p>また、放課後児童クラブに係る具体的基準については、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い市町村条例で定めることとされ、現在、国の「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」において議論されている。年度内には国の「子ども子育て会議」に報告される予定であり、その報告や省令の内容を参考に、実施主体である各市町村で対応することが望ましいと考えているが、それぞれの地域の実情に応じた運営ができるように、市町村と話し合いをしていく。</p>
<p>・子どもの医療費窓口負担の完全無料化を実施すること。</p>	<p>医療機関における適正な受診のため、医療費の患者負担は必要と考えており、窓口負担の全面的無料化については、現在のところ考えていない。</p> <p>なお、子ども医療費助成については、平成23年4月から全市町村で足並みをそろえ、対象年齢を小学校就学前から中学校卒業までに拡大しており、当面は現行制度の定着と円滑な運用に努めることとしたい。</p>
<p>●高校授業料無償化に所得制限を設けないよう求めること。生活保護世帯や低所得者の入学金支援制度を創設すること。</p>	<p>高校授業料無償化制度については、所得制限の導入も含め、現在、国において見直しを検討されているが、県としては、真に支援が必要な生徒に対して無償化が継続されるよう国に要望している。</p> <p>また、入学支援としては、高校授業料無償化制度の開始後も授業料以外の経済負担を考慮し、奨学金の貸与額を減額すること無く、要件に該当する希望者全員に貸与を行っている。</p> <p>生活保護世帯や低所得者の入学金支援については、生活保護費（生業扶助）及び生活福祉資金貸付制度の利用により対応している。</p>
<p>⑥医療・国民健康保険</p>	
<p>●70歳から74歳の高齢者医療費窓口負担の1割から2割への負担増に反対すること。</p>	<p>70歳から74歳の患者負担は、現在、法定2割とされているところを予算措置により1割に引き下げている。</p> <p>持続可能な高齢者医療制度維持のため法定化されたものが、高齢者医療制度の円滑な導入を理由に一時的に1割とされていることから、70歳から74歳の窓口負担を2割にすることについて、反対することは考えていない。</p>
<p>●国民健康保険</p>	
<p>・国が提起している「都道府県単位」での運営は、国の責任を放棄させ、市町村の一般財源からの繰り入れがやりにくくなり、財政悪化をまねき、加入者への支援が行き届きにくくなる。「都道府県</p>	<p>社会保障制度改革国民会議報告書が8月6日にまとめられ、国保の保険者を都道府県とすることや後期高齢者支援金の全面総報酬割導入により不要となる国費を国保に優先的に投入すること、それに併せ、2025年にあるべき医療の姿に向けて都道府県の役割を拡大し、地域医療提供体制を整備する等の方向性が示された。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>単位」での運営には反対すること。</p>	<p>これを受けて政府は、社会保障制度改革の全体像及び進め方を明らかにする法律案を次期国会に提出することとしている。</p> <p>鳥取県としては、地方の意見を踏まえない拙速な改革は認めることはできず、医療改革の具体化に当たっては、国と地方の協議の場分科会等において真摯に議論し、地方の了解の上で進めることが不可欠であると考えている。</p> <p>地方の意見を十分に聴き、国保の構造的な問題への方策が示されるのであれば、高齢化、低所得者の増加といった課題を抱える市町村国保の抜本的な改革の必要性に異存はなく、積極的に責任を担う覚悟はあり、現時点で「都道府県単位化」に反対することは考えていない。</p>
<p>・県として、一般財源の投入をし、国保料を引き下げること。</p>	<p>医療保険制度は、現在及び将来の給付と負担のあり方を十分検討した上で制度設計されるべきである。このため、国に対し毎年度、国庫負担の引上げなど、国民健康保険制度の構造的な問題への対応を要望している。社会保障・税一体改革で、低所得者対策として国民健康保険に2, 200億円の公費投入が示されたが、今後も増え続ける医療費に対する抜本的な解決とはなっていない。そのため、本年度も7月31日に、持続可能な制度となるよう要望をしたところであり、今後も改善されるよう要望していく。</p> <p>現時点では、国保事業は市町村が保険者として責任を持って運営されているものである。県は法に基づく応分の負担を行うよう役割を担っており、法定外の新たな財政支援は考えていない。</p>
<p>・国保法44条の医療費窓口負担の軽減は、国が示した対象基準が、入院のみであったり、災害で生活困窮になった場合などに限定されており、使いにくいものとなっている。国の対象基準を拡大するよう求めること。</p>	<p>国は、平成22年9月13日厚生労働省保険局長通知で、一部負担金減免に係る、特別な理由により、生活が著しく困難となった場合の収入の減少の認定基準を通知により示している。</p> <p>医療費の一部負担金の減免は、特別な理由により、その生活が著しく困難になった場合において保険者である市町村が必要であると認めるときに行うものであり、各保険者が保険財政を考慮した中で制度の導入等について考えられているところである。</p> <p>社会保障制度改革国民会議報告書では、負担能力に応じた負担の観点からの高額療養費見直しや難病対策の検討の方向性が示されたところであり、一部負担金のあり方については、国の今後の議論を注視する必要があると考えており、現時点では、減免の対象基準の拡大を国に求めることは考えていない。</p>
<p>●障がい者・難病患者施策</p>	
<p>・障がい者にとって、医療は命に直結する問題であり、県特別医療費助成や自立支援医療、特定疾病医療費助成の所得制限の撤廃を求める。</p>	<p>特別医療費助成制度対象者（障がい者）に係る所得制限は、この制度が安定した持続可能なものとなるよう、平成20年4月に導入されたものであるため、撤廃は考えていない。また、国の制度である自立支援医療、特定疾患医療費助成についても、国への要望等は考えていない。</p>
<p>・県特別医療費助成制度は、前年度収入で所得をみるのではなく現在の所得状況でみる。</p>	<p>鳥取県特別医療費助成条例に基づき実施している前年の所得により所得制限等を判定する方法は、所得判定を行う上で合理的なものであり、見直しは考えていない。</p>
<p>・県特別医療費助成制度は、身体と精神の重複障害も対象にすること。</p>	<p>特別医療費助成制度は、身体、知的、精神それぞれの重度障がいの方を対象として創設したものであるが、現在市町村が実施する医療費助成制度も考慮すれば、重度障がい以外の方への一定の支援が行われているため、助成対象範囲の拡大は考えていない。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<ul style="list-style-type: none"> 障がい者が、病院や施設から一時帰宅する際の、バリアフリー改修やスロープレンタルの支援制度を創設すること。 	<p>一時帰宅の場合も含め、バリアフリー改修やスロープレンタルの制度については、まずは市町村において検討すべきと考える。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 重複障がい者、重度障がい者の若者が住むことができる、専門家を配置した、入居施設やケアハウス、グループホームをつくること。 	<p>社会福祉施設等施設整備事業により、優先的にグループホーム・ケアホームなどの入居施設の設置を推進している。</p> <p>なお、グループホームやケアホームなどの入居施設は、重複障がい者や重度障がい者の利用も可能で、利用者数や利用者の障がい程度により、専門的な知識を持った従業者が配置されており、県は従業者の資質向上のための研修を実施している。</p>
<p>3 原発再稼働と輸出中止、即時ゼロの決断と再生可能エネルギーへの転換</p>	
<p>(1) 中国電力は、「新規制基準」にもとづく島根原発再稼働にむけての準備を行っているが、福島原発は汚染水が海にも流出し続け、事故も収束しておらず、「安全基準」を定める以前の実態である。原発再稼働しないよう、中国電力に求めること。</p>	<p>島根原子力発電所については、国において①福島第一原子力発電所事故の原因究明や調査結果をも踏まえた国際的にも通用する新規制基準に基づき、安全性を客観的に確認し厳格な審査を行うこと、②周辺地域に十分な説明を行い国民的理解を得ること、③再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聞くことなどについて、国に強く要望してきた。今後も繰り返し要望していく。〔国要望日：7月2日、7月31日ほか〕</p>
<p>4 「アメリカいいなり」をやめ、国民の利益を守る外交に一基地も安保もない日本をめざし、自主外交でアジアと世界の平和に貢献する</p>	
<p>(1) 日本のTPP交渉参加は、8月22日から2回目を迎え、日米間でも年内妥結を約束した。しかし、日本政府が内容を秘密にすることに合意したため、国民は情報さえも得ることができない。秘密交渉で、守るべきが守られているかもわからないような交渉からは、直ちに脱退するよう求めること。</p>	<p>TPP交渉の内容は、農林水産分野のみならず、国民皆保険制度、食の安全・安心、政府調達など国民生活のあらゆる分野への影響が想定されるため、国民に対する情報開示を適切に行うよう、4月9日・24日、7月31日に国へ要望を行った。交渉にあたり秘密保持が厳しいとはいえ、協定締結に向けた判断について国民的議論が必要であり、引き続き、国民への積極的な情報開示と慎重な検討、判断を求めていく。</p>
<p>(2) 沖縄で米軍ヘリが墜落したが、事故の原因究明も行われていないのに、運転の再開やオスプレイの倍化配備が再開されたことに沖縄県民から強い怒りの声が上がっている。改めて、オスプレイ配備と米軍機の低空・夜間飛行訓練の中止を求めること。浜田市など自治体による連絡協議会と連携し、騒音測定器や特別の監視体制をとって、実態を国に告発すること。</p>	<p>オスプレイの飛行訓練が行われる場合には、速やかに関係自治体に情報を提供することや、日米両政府が合意している飛行高度の順守など、安全に万全を期すよう米軍に働きかけるよう、知事が4月24日に防衛省、外務省に対して要望を行った。また関西広域連合においても同様の要望を7月25日に行った。</p> <p>オスプレイ配備等については、国の専権事項である防衛上の問題であり、国が対応すべきことから、本県として中止を求めることは考えていないが、米軍ヘリの墜落事故による国民の不安は当然のものであり、引き続き、国民の安全のために、政府において必要な措置をとるよう求めていく。</p>
<p>(3) NPT再検討会議準備委員会の「核兵器不使用」決議に賛同しなかった日本政府の態度は唯一の被爆国政</p>	<p>このことについては、国において、国民感情も踏まえ、慎重かつ十分な議論を行い、国民の納得を得て行っていただきたい。</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
府として恥ずべき態度であり、抗議し、決議に賛同するよう求めること。	
5 安倍政権の改憲への暴走と対決し、憲法を守り、生かす政治を	
<p>(1) 集団的自衛権問題 政府は、従来の憲法解釈を変えて、集団的自衛権が行使できるよう、内閣法制局長官の首をすげ替えるという、邪道なやり方をやっている。抗議し、集団的自衛権行使に反対すること。</p>	<p>集団的自衛権の憲法解釈については、国において、慎重かつ十分な議論を行い、国民の納得を得て行っていただきたい。</p>
<p>(2) 鳥取県選出の石破自民党幹事長が、4月21日放送のテレビ番組で、自民党改憲草案が規定する軍法会議の設置に言及し、「現行法では自衛隊の命令に従わないときは、目いっぱい懲役7年。出動せよって言われた時、行きたくないなと思う人がいないという保証はどこにもない。だからその時に、それに従わなければ、その国における最高刑に、死刑がある国なら死刑、無期懲役なら無期懲役、懲役300年なら300年。そんな目にあうぐらいだったら出動命令に従おうってことになる」と発言したことが、7月16日付東京新聞で報道され、批判の声が広がっています。平和憲法と国民の人権を否定する同発言の撤回を求める抗議をすること。</p>	<p>自衛隊のあり方については、国において、慎重かつ十分な議論を行い、国民の納得を得て行っていただきたい。</p>
<p>(3) 麻生副総理・財務大臣が、7月29日東京都内での講演で、憲法改定に絡んで、「ナチスの手口に学んだらどうか」と発言した。この発言は、独裁政治の肯定、民主主義の否定につながり、第二次世界大戦後を断罪した国際秩序と相反するものである。麻生氏は、国際政治に参加する資格も、日本の国政に参加する資格もない。同氏の、閣僚辞任と国会議員辞職を求めること。</p>	<p>憲法改正については、国において、慎重かつ十分な議論を行い、国民の納得を得て行っていただきたい。</p>
6 その他	
<p>(1) 県が行った「児童手当差し押さえ」は、鳥取地裁で「違法」と断罪された。鳥取地裁の判決を真摯に正面から受け止め、高裁への控訴を取り下げ、児童手当を返還すること。</p>	<p>今回の判決は重く受け止めているが、判決内容を精査した結果、最高裁判例を踏襲したものとなっていないこと、本県をはじめ自治体の税務行政や金融機関等の民間取引に法的安定性を欠くこと、原判決の根拠を構成する種々の事実認定に誤りがあることなどから、さらに審理を尽くし、上級審の判断を仰ぐことが必要であると判断して控訴したものであり、取り下げは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(2) 鳥取市がすすめている看護学校設置の用地として、県は鳥取駅北口の有料駐車場スペースを売却する予定であるが、鳥取駅前には県都の玄関口「顔」であり高い建物はふさわしくない。また、学校側にしても、駅や風紋広場の騒音があり、教育的環境はよくない。駅前には、景観や、広く県民が利用できる場として利用すべきであって、看護学校設置にはふさわしくない。また、県は、用地の「売却」および「第三者に貸し付けて施設整備」する条件として、鳥取市中心市街地活性化基本計画の実施事業への追加及び鳥取市景観形成審議会での意見聴取を必要としているが、いまだ満たされていない。売却を再検討すること。</p>	<p>従来から県は、駅前駐車場用地の売却を含め、鳥取駅北口広場は鳥取市が一体的に整備・管理を行うべきものとして市に要請してきた。</p> <p>この度、市からの駅前駐車場用地売却の申し入れを受け、従来から要請してきている北口広場の一体的な移管や、売却により県民・市民に不便等が生じないための代替駐車場の確保等、市で実施していただくべき事項を条件として付して、平成25年7月22日に駅前駐車場用地の売買契約を市と締結し売却は完了している。</p> <p>なお、市においては既に、鳥取市中心市街地活性化基本計画の実施事業の追加に向けて、看護専門学校整備について鳥取市中心市街地活性化協議会運営委員会で報告されており、今後も当該委員会で議論した上で事業の熟度を見ながら基本計画に盛り込むこととされている。また、鳥取市景観形成審議会においても既に2回審議しており、今後も各設計段階において議案として審議し、意見について適切に反映していくと聞いている。</p>
<p>(3) 河原東部広域可燃物処理施設計画は、東部広域行政管理組合「検討委員会」の「施設整備基本方針及び施設の基本仕様（中間まとめ）」において、これまで分別されていた「汚れたプラスチックごみ」を焼却対象物とすることが明らかとなり、建設予定地の住民だけでなく、環境保全やごみ減量化にも矛盾することが明確となった。建設中止と再検討を求めること。また「検討委員会」では、計画ごみ処理量がこれまでの270t/日から240tへと減っている。さらに、「3処理方式」いずれも安心と言っていたにもかかわらず、「ストーカー+灰溶融方式」は運転管理が難しく事故例が多いとされるなど、これまでの県環境影響審議会への提出資料や、検討の前提と異なる事態が、発生している。環境影響を再評価し、環境影響審議会の審議をやり直すよう求める。</p>	<p>プラスチックごみの取り扱いについては、廃棄物処理に係る国の基本方針（H22改訂）で「発生抑制・再生利用を推進し、それでもなお残ったものは、最近の熱回収技術や排ガス処理技術の進展等を踏まえ、一定以上の熱回収率を確保しつつ熱回収を行うことが適当である」と示されており、これを基本として、地域の実情や効率性・経済性等を考慮し、市町村において決定されるべきものと考ええる。</p> <p>環境影響評価については、補正された評価書に対して、環境保全の見地からの知事意見を5月17日に事業者（鳥取県東部広域行政管理組合）に再度通知している。</p> <p>現時点では、具体的な処理方式等は未決定であるが、この評価書においては想定される最大の環境影響が予測・評価され、それに基づく環境保全措置等が検討されているものと考えている。</p> <p>なお、知事意見において、処理方式等の詳細が決定した後の対応方針の明確化も求めており、今後は、事業者から改めて提出される評価書の内容を精査し、学識経験者で構成される環境影響評価審査会の意見を聴くなど、引き続き環境影響評価条例に基づく手続きが、科学的知見に基づき適正に実施されるよう確認していきたい。</p>
<p>(4) 淀江産廃処分場問題は、建設予定地住民の運動組織「処分場に反対する会」が立ち上がり、ビラ配布、署名活動が展開されている。自然環境、水源地保全のためにも、建設を中止すること。</p>	<p>環境プラント工業㈱と鳥取県環境管理事業センターは、地域に受け入れられる安全・安心のモデルとなる産業廃棄物最終処分場の整備を目指し、地元の意見・要望等を事業計画に反映させるため、生活環境影響調査等について、原案の段階で地元説明を行ったところである。</p> <p>県としても、産業廃棄物最終処分場は、将来を担う世代が安心して働ける雇用の場を確保するためには是非とも必要な施設であると考えており、地元説明で十分に理解いただけない自治会に対しては、疑問や不安等に対してきめ細かく丁寧に対応するよう事業主体を指導していく。</p>
<p>(5) 不在者投票から期日前投票に代わり、期日前投票の</p>	<p>期日前投票をしようとする場合は、公職選挙法施行令により期日前投票事由を申し立てるととも</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
理由を大きく問わなくなったことを生かし、期日前投票所の「手続きの用紙」の大きさを半分程度にし、経費を削減すること。	に、その申し立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を提出することとされており、同法施行規則により宣誓書の様式が定められているものであり変更はできない。現行の様式のままサイズを縮小した場合、文字が見にくくなったり、記入スペースがせまくなるなど選挙人が記載しづらくなるものと考ええる。
(6) 青谷上寺地遺跡の発掘のための非常勤採用面接の際に、遺跡への興味を尋ねられた人とそうでない人があり、採用基準に対する疑問・不満が出ている。専門的な知識を要しないのであれば、そのような質問はすべきではない。専門的な知識や関心を採用基準にするのであれば、事前に周知すること。また、採用に当たっては、調査活動の協力を得ている地元青谷町住民について一定の配慮をすること。遺跡保存に関与している県・市町村職員は、地元住民の質問などに丁寧に対応すること。	発掘調査員の面接においては、全ての受験者に対して同趣旨の質問をしており、公正公平に行っている。今後とも適切な採用試験を実施していく。 また、採用試験の情報は、鳥取市青谷町総合支所の防災無線を活用した情報提供や、同支所に募集案内を配置するなど、地元住民の利便性を図っている。 地元住民の質問にも適宜、丁寧に対応してきており、今後もそのように対応していく。
(7) 竹林伐採への支援は、森林環境保全税を財源に行っているが、税の用途が広がり、竹林伐採の支援経費が削減傾向であり、事業を行ってきた団体等の運営も苦しくなっている。団体等への実態調査を行い、森林環境保全税活用以外に竹林伐採の予算枠をつくり、予算を増額すること。	森林環境保全税の税収に限りがある中、事業実施の要望に全ては応えられていないのが現状であるが、本年度、竹林整備事業に活用可能な「森林・山村多面的機能発揮対策交付金(国新規事業)」が創設されたので、竹林整備の取組が進むよう制度のPRに努める。
(8) ソウル便は、搭乗率が低く、県監査委員会からも財政支援を縮小するよう指摘されるなど、いよいよ県民ニーズに乏しいことが明らかになってきた。加えて、搭乗率を上げるために、県職員に搭乗率の数値目標や搭乗報告を求めていることは異常である。ソウル便への財政支援を廃止すること。	米子ーソウル便は、山陰唯一の国際定期路線として、山陰と韓国を互いに身近なものとしており、観光、ビジネス、国際交流など様々な面で貢献している。アジア航空への財政支援は、米子ソウル便の利用者が定着するまで、同便が安定的に運航継続されることを目的に行っているもの。 また、同便の利用促進については、山陰両県の官民で構成する山陰国際観光協議会を中心に行っているところであり、県民の利用促進の一環として県職員に対しても率先利用を呼びかけているものである。
(9) 関西広域連合が2021年「ワールドマスターズゲームズ大会」誘致をめざしているとして、平井知事は、視察団長として、8月1日～4日の間、同トリノ大会の視察のためイタリアへ出かけた。もともと、国際マスターズゲームズ協会からの日本誘致は、大阪・京都・神戸の各都市に向けられたものであり、関西広域連合とは、ましてや鳥取県とは関係ないものである。県民的な合意もなく、経費負担も定かでないままでの視察	国際マスターズゲームズ協会からの書簡は広域連合長あてであり、関西広域連合に対してワールドマスターズゲームズ開催の打診があったものである。 今回のトリノ大会への視察は、関西広域連合として大会の招致の判断の参考とするため、関西広域連合として視察団を派遣したものである。 今後、大会開催による波及効果やトリノ大会の運営状況、国際マスターズゲームズ協会との意見交換など現地での視察結果を含めて、関西広域連合として大会の招致の是非について総合的に検討、判断する予定であり、具体的な開催計画については関西での開催が決定した後に検討に入るものである。

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>や大会誘致は無駄づかいである。鳥取県が誘致に関与することはやめること。</p>	<p>生涯スポーツの振興と県民の健康増進、スポーツツーリズムによる国際観光インバウンドなど大会開催による様々なメリットがあり、今後、鳥取県での競技開催についても検討を進めていく。</p>
<p>(10) メディアリテラシー学習について</p> <p>学校現場では、インターネットや携帯電話の利用に関する学習がすすめられているが、親世代がそれに追いついていないので、昨今のネットや携帯を通じて犯罪に巻き込まれる事件が頻発することに不安をもつ保護者が多い。保護者を対象とした学習を全県で随時できるような取り組みをすすめること。</p>	<p>保護者が、子どもたちのインターネットや携帯電話の利用について随時学習できるよう、ケータイ・インターネット教育推進員を養成し、学習会に無料で派遣する事業を実施しており、今後も引き続き実施していく。</p> <p>(平成24年度実績：派遣回数150回のうち、特に保護者や地域住民向けの研修会へは、全県で計63回実施)</p>